

国立国会図書館のこの 1 年の動き

国立国会図書館 副館長 網野 光明

はじめに

李 虹霖 (Mr. Li Honglin) 副館長を始め 5 人の訪日団を東京の国立国会図書館にお迎えして、本日から 36 回目の業務交流を行うことができますことは、私ども国立国会図書館職員一同にとってたいへん光栄であり、喜びとするところであります。

この交流が両図書館の長年の友好と相互協力を一層深め、発展させる機会となりますよう願っております。

昨年、2016 年 11 月から 12 月の 6 日間にわたり、私を始め 5 人の代表団が北京の国家図書館を中心にして、業務交流に参加し、また関係機関を訪問させていただきました。幸い天候にも恵まれまして、穏やかな初冬の北京で充実した日々を過ごすことができましたのも、国家図書館の職員の皆様の気持ちに通じたからではないかと思えます。

皆様の周到な準備と韓 永進 (Han Yongjin) 館長、孫 一鋼 (Sun Yigang) 副館長、張 志清 (Zhan Zhiqing) 副館長を始め、一昨年の日本訪問時の汪 東波館長代理 他の職員の温かいおもてなしに、訪問団一同、感銘を受けました。ここに改めて感謝の気持ちを表したいと思えます。

訪問団の一同は、初めて北京の地を踏む者も、また何度目かの訪問となる者も、日々発展する北京の街や人々の活気が図書館の業務の深化に影響していく様子を身をもって感じました。

昨年の業務交流では、基調報告において双方の 2015 年から 2016 年にかけての業務の概況が報告されました。貴国では、「第 13 次五カ年計画」の初年に当たり、「国家文献戦略保存プロジェクト」が国务院の承認を受けて始動したことなど新たな発展の節目であることを知りました。分散型の文献保存を目指す点で、当館の方向性とも軌を一にしており、お互いの知見を利用して、資料の長期保存の新しい形を目指すことができるのは、たいへん心強いことと感じました。

個別の業務報告において、「書誌データ作成 (日本)」「デジタル文献資源の統合・表示 (中国)」、「資料保存と書庫建設 (日本)」「文献修復保存事業 (中国)」といっ

た報告がなされ、大変活発に質疑応答、意見交換がなされました。本当に実りの多い交流であったと思います。

さて、オープニング・セッションに当たり、私から、国立国会図書館のこの1年の主な動きを御報告させていただきたいと思います。

1 新しいビジョンの下で

昨年の業務交流で、新しい中期ビジョン「国立国会図書館中期ビジョン ユニバーサル・アクセス 2020」を策定中であること、また検討中のビジョンの内容について、御紹介いたしました。

その後、ビジョンは文言修正等を経て、今の形に確定し、今年の4月からその下で、業務の目標を立ててビジョンの目指す方向に進みだしたところです。

業務の目標である「活動目標」、その実績の評価の体系は、業務交流Ⅰにおいて御紹介する予定です。

新しいビジョンの内容を要約しますと、時間的な意味でも、空間的・物理的な意味でも、すべての人に対して、国立国会図書館が集め、体系的に整理をした資料情報を、それぞれの利用目的に沿って、容易にアクセスできるようにするというものです。

まず、国立国会図書館の役割を三つの領域、すなわち、国会の活動の補佐、資料・情報の収集、整理及び保存、資料情報の利用者への提供、に分けています。

新しいビジョンがこれまでのビジョンと異なるのは、これらの役割の遂行に当たり、四つの視点、行動指針を業務、活動の一つひとつに浸透させていくという考え方をとっている点です。

まず、国立国会図書館には多様な目的を持つ利用者が想定され、それぞれに応じて利用のしやすさを追求することです。

そして、個々の職員が専門的能力とスキルを磨き、個々の力の総和以上の組織力が発揮される必要があります。

また、他機関の情報にも容易にアクセスできるように、他機関との連携をいっそう進める必要があります。

さらに、情報の発信に工夫し、利用者、社会から国立国会図書館の基本的役割やサービス、業務が正しく理解されるようにする必要があります。

これらの視点、行動指針は、業務の目標として具体的に示されるとは限りません。

次に、2016年から2017年にかけて取り組んだこと、達成したことの主なものを御報告したいと思います。

2 国会の活動の補佐

(1) 国立国会図書館は、国会における国政審議に役立つ資料、情報を提供することを第一義的目的としています。「立法調査」がその中心的なサービスです。

国会で審議される国政上の課題に関し、議員の依頼を受けて文献、資料を基に調査、分析して回答すること—これを依頼調査といいます—、また、将来国政課題となると予測される問題を自発的に予測し、調査、分析し、その際外国の制度との比較も交え、主として刊行物の形で提供すること—これを予測調査といいます—が、「立法調査」の内容です。

(2) 依頼調査の処理数は、年間約40,000件程度とここ数年ほぼ横ばいとなっていますが、データに基づく専門的な分析を加えることや、調査の結果を分かり易く伝えることに力を入れ、質の向上に努めています。

(3) 予測調査は、個々の調査員がテーマを選択して執筆する形式のもの、調査及び立法考査局の職員のチームによる執筆に加えて外部専門家の知見を盛り込むプロジェクト方式の調査があります。後者は、あるテーマについて政治、行政、経済等の観点から総合的・分野横断的に調査するものと科学技術に関するものがあります。

ここで科学技術の調査プロジェクトについて少し詳しく述べさせていただきます。

科学技術に関する国の施策は、巨額の予算が充てられ、さまざまな面で国、国民に影響を及ぼすことから、議会における審議の重要テーマとなります。科学技術調査プロジェクトは、国立国会図書館の第一義的な役割である国会の審議の補佐の一部として、科学技術及び科学技術政策に関する動向を調査し、その結果を国会議員に提供するものです。

これまでは、毎年、一つのテーマの下に当館の職員が中心に行う調査の成果と外部のシンクタンク等に調査を委託した成果を二つの報告書にまとめる形態をとってきましたが、多様なテーマを適時に扱う必要がありますので、2016年から2017年は、二つのテーマ「冷戦後の科学技術の変容」と「宇宙政策の動向」を据えました。

その成果は、「冷戦後の科学技術政策の変容 Transformation of Science and Technology Policies in the Post-Cold War Era」、「宇宙政策の動向

International Trends in Space Policies」(2017年3月刊行)にまとめ、公表しています。

3 資料の収集・デジタル化

ここではデジタル資料を中心に話します。

(1) 「オンライン資料」の収集の制度化に向けた取組

有償で頒布され、又は DRM (技術的制限手段, Digital Rights Management System) の付いた電子書籍等を法律に基づいて収集することは、デジタル資料の収集の領域において、残された重要な課題です(無償かつ DRM なしの電子書籍は既に収集しています。)

国立国会図書館がデジタル資料を収集し利用に供することは、出版、著作権関係者にとって影響が大きいと考えられていて、その影響を計り、制度の在り方に反映させることなどを目的として、2015年12月から「電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業」を館内で実施しています。

多くのデータを得ることが不可欠なので、2016年9月に、実験用利用者端末を20台から約660台に拡大しました。

(2) デジタル化の現状と利用への影響

資料の全体に占めるデジタル化資料の割合が増えれば、紙資料の保存と利用の調和、場所や時間を選ばない利用というデジタル化の目的が真の意味で、達成されることとなります。また紙資料の出納作業を軽減します。現実には、予算やデジタル化作業経費の事情により、デジタル化資料の割合はこの数年ほぼ同水準です。

デジタル化が利用に及ぼした影響の一例として、大量に資料デジタル化が行われた2009年、2010年から数年後の2015年から、館内からのデジタル資料閲覧件数が紙資料の閲覧点数を上回ったことが分かります。紙資料も依然として利用は多く、デジタル資料と合わせて、館内の資料利用が増加したことが分かります。

なお、デジタル資料のうち、インターネット経由の利用ができるものは、約28パーセント(2017年3月現在)ですが、アクセス件数は約1億件(2016年度)であり、館内からのアクセスの40倍近くに上ります。これはデジタル化の効果の最も大きなものといえます。

4 利用者サービス

誰もが容易に国立国会図書館の所蔵資料にアクセスできることを目指して、昨年
から取り組んでいることについてお話しします。

(1) 「利用者サービス基本計画 2016」が 2016 年に策定されたことは昨年の業務
交流で御紹介しました。その後の実施状況について、お話しします。

この計画のポイントは、次の通りです。

- ① 書誌、原文、レファレンス情報を統合的に提供するオンラインサービス
- ② ユーザー・インターフェースの改善
- ③ 図書館送信サービスの普及・促進、利用手続の改善、障害者サービスの改
善、展示・見学の充実、近隣機関との連携

①については、2018 年 1 月に、検索・申込みシステムを刷新して、通称「国
立国会図書館オンライン」をリリースするための準備の段階にあります。

(2) 障害者へのサービス

先ほどの利用者サービス基本計画にも挙げていますが、障害者サービスの改善
は、重要な課題です。

2017 年 2 月に「障害者サービス実施計画 2017-2020」を策定しました。

従前の「視覚障害者等サービス実施計画」を改正したのですが、一番大きな
変更点は、「心身の障害により国立国会図書館の利用に支障のある者」とし、「障
害者」の範囲を拡大したことです。

新しい計画は、新ビジョンの趣旨を體現するとともに、「障害を理由とする差
別の解消に関する法律」（2013 年制定、2016 年施行）の趣旨に対応することが目
的的です。

障害者の当館利用を妨げる障壁をなくす方策を四つの観点から整理しますと、

① 情報アクセス手段の改善、② 制度面での要件等の緩和、③ 施設等の整
備、④ 職員の意識、対応の向上、
となります。

情報アクセス手段改善の一例として、スライドでは、視覚障害者用のデジタル
資料の送信数の伸びを示していますが、データの収集量の増加を上回る増加率
であることが分かります。

今後、それぞれの観点から、具体策を実施するとともに、障害者の権利条約に
ある「合理的配慮」*（Reasonable Accommodation）を行うこととなります。

- * 個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと（例）要望に沿って職員が検索端末を操作すること

5 関西館第2期整備

関西館は、東京から500 km西、京都の南端に位置し、600万冊の収蔵規模をもつ書庫（約24,000 m²）を有し、2002年にその第1期の建物が完成しました。

東京本館の収蔵能力1,200万冊と合わせても、4年後の2019年度終わりには、国立国会図書館全体の書庫の収蔵能力が限界に達する想定です。

そこで、3年前から、現在の関西館の敷地の一部に書庫を増設することを計画し、年ごとに必要な予算を財政当局に要求しています。

第2期として予定する計画を3つの段階に分けた第1段階の部分、約25,300 m²の延べ面積をもつ書庫の建設（地上7階地下1階、建築面積4,630 m²）に、昨年10月から着手しました。収蔵能力は、第1段階で約500万冊ないし600万冊（年間の資料増加予測に基づく約15年分ないし16年分）を想定しています。

3年後の2020年（2019年度）の完成を目指しています。

6 東京本館整備計画

ここ東京本館は、1961年、1968年に「本館」が建てられ、その後1986年に地下書庫を有する新館が建てられました。

本館は、一方で老朽化や現在の建築基準、安全基準に適合しない部分が出ていること、他方で、デジタル情報の出現による利用方法の変化に対応できないこと、また利用者の増加に対応できないこと、といった課題があります。

そこで、2年ほど前から、国立国会図書館の運営を監督する国会の委員会においても、本館の整備に関心が向けられるようになり、内部の検討を行っています。

検討の前提に関わる「利用」の傾向に関して、1点、近年の東京本館利用者の増加の統計データをお示しします。2012年からは漸増傾向にあり、2008年からは20パーセント増加しています。

なお、先ほど「デジタル化の利用への影響」（3（2））においてお示したように、資料のデジタル化が進むことで、紙資料の利用の増加以上に、館内におけるデジタル資料の利用が増加していることが見て取れます。この傾向は、本館利用者の増加傾向に合致しています。

関西館の第2期施設整備は今後およそ15年の間隔で続く見通しであり、その間を縫うように本館整備を行うこと、また、現在の場所でサービス・業務を行いなが

らの整備となることなど難しい課題がありますが、東京本館の機能を刷新し、その蓄積を次世代に引き継いでいくために、今後数年の取組が鍵を握ると考えます。

結びにかえて

中国国家図書館と同様に、国立国会図書館は資料の長期保存と使いやすさを追求しています。また新たなデジタル情報をきちんと後世に伝える役割を果たさなければなりません。しかも限りのある資源の中でそれらの目標を達成することになります。例えば、資料デジタル化作業を合理的な経費の下で進展させていくこと、書庫スペースを合理的に使うことなど、一層の創意と工夫が求められます。

こうした、仕事の中身をよく検討し、新しい取り組み方を追求する姿勢は、新しいビジョンに示された、個々の職員の力と組織力を強めることにつながるものと考えられます。

御清聴、どうもありがとうございました。